

県立安芸津病院入院セット提供業務に関する協定書

県立安芸津病院を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、県立安芸津病院内で乙が患者へ衣服及びおむつ等（以下「入院セット」という。）を提供する業務の実施について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 甲及び乙は、乙が患者及び病院利用者（以下「患者等」という。）に対し、良質かつ安価に入院セットを提供するため、この協定書を締結する。

（事業内容）

第2条 乙は、土地・建物の使用許可を受けた後は、甲に提出した企画提案書に従って、誠実に入院セット提供業務を行い、甲はこれに協力する。

2 乙は、患者等の療養環境及び利便性の向上に繋がるよう、常に業務の向上に努め、患者等からの苦情・意見に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

3 乙は、やむを得ず提案書の内容を変更する場合は、事前に書面で甲に申出の上、甲の承諾を得るものとする。

（協定の効力）

第3条 本協定は地方独立行政法人広島県立病院機構契約規程（令和7年法人規程第47号）及び地方独立行政法人広島県立病院機構固定資産貸付規程（令和7年法人規程第50号）に基づく適正な手続きを経た上で、行政財産の使用を許可された場合に効力を発する。

2 前項の許可が取り消された場合には、この協定は効力を失う。

3 甲は、当該許可期間満了前の審査により特に問題がなく継続的な許可を与えることができると認められる場合は、乙の単年度ごとの更新申請を条件として、令和11年3月31日までは、当該許可を更新するものとする。

（料金の徴収）

第4条 乙は、患者からの料金の徴収に当たっては、乙の責任において患者に対し請求書を発送するものとする。

2 料金を支払わない患者に対しての督促等は、乙の判断により行うものとする。但し、入院患者ということに留意し、無理な取立ては行わないように配慮するものとする。

3 取立ての終了は、乙の判断によりできるものとする

（再委託）

第5条 乙は、入院セット提供業務の商品の継続的供給を円滑に行うため、乙の責任下にある管理監督のもと、乙の協力会社にその業務の一部を再委託できるものとする。

（協定の解除）

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 乙が、第8条第1項に定める土地・建物賃借料を甲に支払わないとき。

- (2) 乙が、正当な理由なく甲の指示に従わなかったとき。
- (3) 乙が、不当に第三者の介入等により使用許可の更新を図ろうとしたとき。
- (4) 乙が、本協定に違反したとき。
- (5) 甲において許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
- (6) その他、甲において必要がある場合

2 乙は、前項の規定による本協定の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

3 乙は、乙の都合で本協定を解除するときは、6か月前までに病院と協議するものとする。

第6条の2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この協定に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、この協定を解除することができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定により協定を解除した場合について準用する。

第6条の3 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の協定を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により協定を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第7条 乙は、協定の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
 - 3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（機密保持）

第8条 本協定に関し、甲及び乙は知り得た業務上の情報を漏洩してはいけない。

（個人情報）

- 第9条 乙は、入院セット提供業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、入院セット提供業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
 - 3 乙は、乙の従業員及び業務の一部を再委託した乙の協力会社の従業員等に対して前項の秘密保持について常に指導を行わなければならない。これは協定終了後も同様とする。

（原状回復）

- 第10条 本協定の期間満了又は解除する場合は、乙は乙の所有物を撤去し、速やかに物件を甲に返還し、甲の検査を受けるものとする。
- 2 前項の返還に伴う諸費用は、乙の負担とする。また、乙が物件に変更を加えた場合は、乙の負担において原状回復するものとする。

（使用料等の支払及び返還）

第11条 乙は、次の各号に定める行政財産使用料を甲に支払うものとする。

- (1) 固定資産貸付規程第5条に規定する使用料
 - (2) 乙が提案した売上に対する料率に基づいて、乙が支払う使用料（以下「提案使用料」という。）
- 2 前項第2号に定める提案使用料の額は、別表のとおりとする。
 - 3 乙は、毎月の提案使用料の額を翌月の15日までに甲に書面（様式自由）によって報告し、これを甲の指定する期日までに支払うものとする。
 - 4 甲又は乙は、提案使用料に関し変更の申出ができるものとし、変更の申出があった場

合には、甲及び乙が協議して定めるものとする。

5 業務に必要な物品の修繕等に要する費用及び盜難による損害は、乙の負担とする。ただし、甲の明らかな不注意若しくは故意によって発生した損害はこの限りでない。

6 使用許可期間の途中において、使用許可を取消し又は使用を廃止した場合には、固定資産貸付規程第11条の規定により、既納使用料は還付しない。

(電気の使用)

第12条 乙は、電気については甲の算定により費用を負担するものとし、甲の指定する期日までに支払うものとする。

2 法令に定める電気設備諸点検による停電又は電気設備工事のため臨時に停電する場合は、甲は乙に対し事前に連絡し、乙は停電作業に協力するものとする。

(訴えの管轄)

第13条 この協定書に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　　東広島市安芸津町三津4388番地
地方独立行政法人広島県立病院機構 県立安芸津病院
院長 後藤 俊彦

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡され、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は隨時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第10 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

別表

セット名	内容	提供単価 (日額)	提案 使用料 (日額)
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

※上記の金額は、消費税及び地方消費税額を含まないものとし、この金額に販売時点の消費税及び地方消費税額を加えた金額（小数点以下は切捨。）を販売単価及び提案使用料とする。